

港区災害廃棄物処理計画の策定について

1 策定の目的

近年、地震や台風などの自然災害が多発・激甚化しています。大規模な災害が発生した場合、港区においても、大量の災害廃棄物が発生することが想定されます。清潔な生活環境の確保と速やかな災害復旧のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が不可欠です。災害時における廃棄物処理方法や実施体制などの災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的として、「港区災害廃棄物処理計画」を策定します。

2 計画の位置付け

「港区地域防災計画（震災編）」及び「同（風水害編）」に定める被害想定を前提に、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を踏まえた実効性の高い計画として策定します。

「港区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」、「東京都災害廃棄物処理計画」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等と整合を図ります。

3 計画で定める事項

災害廃棄物処理の基本方針、災害時に発生する廃棄物の処理の流れ、災害廃棄物処理体制の確立、災害廃棄物等の一時的な集積・選別等を行う仮置場の設置、受援体制の構築、平時からの備えなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に必要な事項について、地震災害と台風、集中豪雨などの風水害を想定した具体的かつ実践的な内容を、港区の地域特性を踏まえて定めます。

〔主な地域特性〕

- ・ 区民の約9割が集合住宅に居住していること
- ・ 昼間人口が夜間人口の約4倍であり、発災の時間帯によっては、多くの帰宅困難者が発生すること
- ・ 事業系ごみ（持込ごみ）が総排出量の約6割を占めていること
- ・ 災害廃棄物を集積するための空地が少ないこと

4 策定スケジュール（予定）

令和3年	4月～	庁内会議体における検討（複数回）
	11月	計画素案確定 港区環境審議会へ報告 区民意見募集
令和4年	3月	計画決定 港区環境審議会へ報告